平成２１年（フ）第３４２号
岩手県下閉伊郡普代村第18地割字土取場11番地55
破産者　有限会社二又運輸
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２２０３８号
東京都杉並区高円寺南５丁目９－６
破産者　佐藤　由夏（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５５０号
東京都青梅市長淵７丁目331番地の２
破産者　今村　秀男
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９４号
東京都八王子市楢原町220番地10グリーンヴィレッジＤ棟101号
破産者　猿橋　好子
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０３号
東京都台東区入谷２丁目29番９号サンコーポ入谷601
破産者　本道　亜妃（旧姓橋本）
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２号
京都府京田辺市大住関屋36番地の57
破産者　株式会社甲斐舗道
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３７１号
京都府向日市寺戸町大牧14番地の24
破産者　株式会社テイーエスインク
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５４号
島根県雲南市大東町下阿用85番地１
破産者　新田　明義
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７３号
高知県香南市野市町みどり野東３丁目19番地
破産者　四国ハウス工業株式会社
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４５号
宮崎市中村西１丁目３番４号
破産者　株式会社ギャゼット
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３８号
金沢市長坂３丁目４番１号　グリーンハイツ長坂台Ⅱ－Ｅ
破産者　山本　　一
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５５４号
奈良県北葛城郡河合町大和田1886－３　ハイツ平成Ａ202、開始決定時の住所奈良県北葛城郡河合町大字穴闇539番地７
破産者　岡村　喜司
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５６６号
奈良県香芝市逢坂６丁目620番地の３
破産者　奥村　嘉成
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
奈良県橿原市曲川町６丁目13番32号
破産者　宮内　妙子
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３９０号
宮城県多賀城市留ケ谷１丁目44番６号
破産者　石井　公二
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４４８号
神奈川県厚木市毛利台３丁目13番５号
破産者　市川正次郎
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４９号
神戸市北区桂木２丁目35番地　Ｂ―412号
破産者　大出　孝子
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８号
兵庫県明石市松が丘２丁目５番23―307号
破産者　玉田　圭亮
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１０７号
兵庫県養父市八鹿町下網場14番地１　武村酒造店アパート１号室、開始決定時の住所兵庫県養父市八鹿町宿南440番地１
破産者　本荘左官こと　本荘　省二
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第６６０号
広島県廿日市市阿品台５丁目29番７号
破産者　射原　伸江（旧姓面高）
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１２１４号
福岡県福岡市博多区上呉服町13番21―201号
破産者　白石真一朗
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部